ケアプランセンター亀山の里の運営規定

（事業の目的）

第１条　　社会福祉法人かつぎ会が開設するケアプランセンター亀山の里（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　１　事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス又は福祉サービスが、多様な事業所から、総括的かつ効率的に提供されるように援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供する指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。
また、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等と連携に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　　事業所の名称は、ケアプランセンター亀山の里とし
事業所の所在地は、広島市安佐北区亀山九丁目１０番２５号とする。

（従業者の種類、員数及び職務内容）

第４条　　事業所に勤務する従業者の種類、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

① 管理者　　１名　（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 介護支援専門員　　２名　（常勤兼務１名、常勤専従１名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第５条　　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日　　月曜日から金曜日までとする。
（12/30～1/3 までは休みとする。）

② 営業時間　　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

③ 電話により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の提供方法）

第６条　　事業の提供方法は、次のとおりとする。

①　利用者の相談を受ける場所　　事業所の相談室

②　使用する課題分析表の種類　　三団体ケアプラン策定研究会方式

③　サービス担当者会議の開催場所　　事業所の相談室

④　介護支援専門員の居宅訪問頻度　　１回／月

（事業の内容）

第７条　　事業の内容は、次のとおりとする。

①　居宅サービス計画の作成

②　指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整

③　その他の便宜の提供

（利用料その他の費用の額）

第８条　　１　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

２　通常の事業の実施地以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし自動車を使用した場合は、路程１キロメートル当たり２０円を実費として徴収する。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名又は記名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　　事業所の通常の事業の実施地域は、広島市全域とする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第１０条　　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

①　人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

②　成年後見制度の利用支援

③　苦情解決体制の整備

④　虐待防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

⑤　その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置

（その他運営に関する重要事項）

第１１条　　1　事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

①　介護支援専門員連絡協議会の研修等

②　広島県社会福祉連絡協議会が開催する研修等

③　その他の研修

2　従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3　この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人かつぎ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。